

8月27日
民主党・新緑風会 藤田幸久

外交防衛委員会質問要旨追加分

1の質問で下記の質問を追加通告しますので宜しくお願いします。

2013年11月の日・イラン外相会談の共同声明には「両外相は、ペルシャ湾と太平洋とをつなぐシーレーンにおける法の支配の尊重並びに制限のない貿易及び航行の自由の意義を強調し、その国際経済に対する肯定的な影響に留意した」という文言があるが、この「ペルシャ湾と太平洋をつなぐシーレーン」には、イラン領海から我が国領海を含む、つまり、関門海峡も含まれると理解してよいか。

イラン・イスラム共和国及び日本国外務大臣による共同声明

2013年11月10日

2. 地域及び国際社会の課題

(5) 両外相は、海上安全保障と航海の安全を確保することの重要性を強調した。両外相は、また、ペルシヤ湾も含め国際公財としての海洋における平和と安定の重要性について一致した。両外相は、ペルシヤ湾と太平洋とをつなぐシーレーンにおける法の支配の尊重並びに制限のない貿易及び航行の自由の意義を強調し、その国際経済に対する肯定的な影響に留意した。

平成 27 年 8 月 27 日 外交防衛委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久
外務省HPより藤田幸久事務所作成資料

トを通じまして説明を続けています。そういったことにつきましては、私自身、大臣としてしっかりと報告を受けた中での御指摘の動きであったと承知をしています。

○藤田幸久君 先ほどの答弁と総理が違った答弁ですね。

それで、もし、たまたま質問者がそのある国を挙げたというのに応じて答えたと言うならば、ある国と友好関係があつてこういう声明まで結んだら、それに対して、ある方がたまたま質問で言ったならば、それに乗ってその例示を受けてしまふということになったならば、この声明とか外交関係というのは成り立たないじゃないですか。

いずれにしても、答弁とこの安倍総理の答弁というのは全く矛盾していますね。特定の国を想定しているわけですね。しかも、その相手国が敷設をしないとやっているわけですし、しかも、その航行の安全について岸田外務大臣自身が声明まで結んでいるわけですから、この安倍総理の答弁を撤回していただくか、あるいはイランは特定の国には入らないということを声明していただかなければ、これは外交成り立たないんじゃないですか。

○国務大臣（岸田文雄君） 六月十日の総理の答弁につきましては、先ほども申し上げましたように、これ質問者側からイランという国名を挙げて

質問がされました。それに対しまして、総理側から、イランという国を挙げて、例えばイランという国を挙げておられますがということと答弁をしております。これはあくまでもこの質問に対して仮定の問題として答えた、この質問者自身がイランという国名を挙げたからして、それに答えた答弁であると認識をしております。これは撤回すべきものではないと認識をいたします。

○藤田幸久君 ホルムズ海峡というのを事例として挙げたのは、政府そのものじゃないですか。そのことについてイランという国を特定して言っているわけで、しかも敷設という、具体的な敷設という言葉まで使つて、これは総理は答弁しているんですよ。

ですから、今までの、今日に限っても、先ほどの岸田大臣の答弁と違うことを総理がおっしゃったんじゃないですか。

○国務大臣（岸田文雄君） ホルムズ海峡の例を政府として挙げさせていただいております。そして、ホルムズ海峡につきましては、先ほど申し上げましたイラン、オマーンという沿岸国のみならず、アメリカも多くの拠点をもち、そして周辺国があり、そして日々多くの国の艦船がホルムズ海峡を通過しています。こういった状況ですので、様々なケースが想定されます。特定の国を想定したものではありませんということ、これを再三申し上げ

ております。

そして、その議論の中で、六月十日の総理発言につきましては、（発言する者あり）失礼、七月十日の総理答弁につきましては、質問者側からイランという国名を挙げて質問をされた、こういったことでもあります。あくまでもホルムズ海峡の機雷敷設については特定の国を想定したものではありませんということ、これは再三申し上げておりますし、全く変わっていないと考えています。

○藤田幸久君 では、なぜホルムズ海峡という地域を特定しているんですか。

○国務大臣（岸田文雄君） 今、平和安全法制の中で存立危機事態について御議論をいただいております。しかし、その中にありまして、海外派兵ということについては、これはもう一般に憲法との関係においてこれは許されない、こういった議論をさせていただいておりますが、ホルムズ海峡の例はその唯一の例外として挙げている、こういったことでホルムズ海峡を取り上げさせていただいていると承知をしております。

○藤田幸久君 その唯一の例外というのはどういう理由ですか。なぜ唯一の例外。その国は特定していないと、だけれども、その領海であるところのイランという国が敷設はしないということと国の政策と言つていて、その国と外務大臣自身が航行の安全について責任を担うということとを声明を

これはまさに受動的、制限的であろうということをして述べているわけでありませぬ。

そこで、しかし、ここから石油をとしてガス等々が入ってこなければ、これは相当の被害をこうむる、経済的な被害だけではなくて人的な被害をこうむる可能性もあるということを我々は述べているわけでございます。

○穀田委員 それは、いろいろお話があったけれども、停戦の問題については後で言いますけれども、やはり一番大事なのは、相手国から見れば除去はどういうことなのか、それを聞いています。相手国からしてみれば、敷設しているわけだから、それを除去するという事は、少なくともそういう点でいえば受動的も限定的もない、攻撃対象になるじゃないかということをやっているわけですか。だから、大体そういうことをやる場合に、米軍だつて常に掃海活動中に攻撃を受けることを想定しているいろいろなことをやっているということから明らかだと思つておられます。

私はついでに聞いておきたいと思つておられますが、中谷大臣、大臣は、近年において機雷掃海を直接のきっかけとして紛争がエスカレートした事例はないと言いますけれども、敷設された機雷に触雷したことをきっかけに紛争がエスカレートした事例があるんじゃないですか。知りませんか。わかりませんか。(中谷国務大臣「わかりません」と呼ぶ)

やはり、何でもこんなことを私は言っているかという、いいです、いいです、わからないならわからないので、教えてもらわなくてもいいんです。私の方が言いますし。

イラン・イラク戦争で、停戦合意がされるわずか四カ月前の一九八八年四月、ペルシャ湾で米海軍のフリゲート艦がイランの敷設した機雷に触れ、破損をした。当時、米軍は、これに対する報復として、イランの石油プラットフォームを攻撃、破壊した。これに対し、イランはミサイルで応戦し、米石油会社が操業するアラブ首長国連邦の油田や航行中のイギリスのタンカーを海上から攻撃

する事態にエスカレートした、こういう事例があるんですね。だから私は言っているわけですよ。そこで、岸田大臣に聞きますけれども、掃海艇による機雷掃海は、先ほど総理大臣からありましたように、戦闘が現に継続しているような現場で行わないと、るる、いつも説明されます。そこで、聞きますけれども、正式な停戦合意が行われる前の段階で、第三者である日本が、どの時点で事実上戦闘行為が終結したと判断し、機雷の掃海活動を開始するのこの点についてお答えいただけますか。

○岸田国務大臣 事実上の停戦があり、そして正式な停戦があり、その間において、どの時点で遺棄機雷と認定されるか、これが今の御質問の線引きになるかと思つておられます。その判断というのは、現実においては大変難しいものがあります。よつて、湾岸戦争のときの事態を振り返りましても、実質的な停戦が行われてから正式な停戦が行われるまで、この間に、フランス、ドイツ、イタリア、こういった国々が機雷の掃海を行つておられますが、これらの国は全て、安保理決議六七八を援用して、武力行使を含めて全ての行為が許される、こうした安保理決議を援用することによつて武力の行使と認定された場合にも備えて機雷を掃海したというのが実態であります。

かくのごとく、実質的な停戦から正式な停戦の間において今御指摘のような線を引きというのは大変難しいのが現実でありますので、こういった事態に備えるためにも、武力の行使と認定される場合においても対応できる体制を考へることが必要ではないか、こういった議論をお願いしているわけでありませぬ。

○穀田委員 これを聞いてわかる国民はなかなかいないと思つておられますけれども、やりたい人はそれはわかるのかもしれないけれども、大臣だつて難しいと言つておられます。本当にこれは難しいんですよ。だから、機雷を敷設した相手国による通知や通告などの意思表明のほかに、相手国のそういう意

思表明のほかに、事実上戦闘行為が終結したというふうな判断できるものがありますか。もう一遍言いましようか。

○岸田国務大臣 ですから、先ほど申し上げました、実質的な停戦合意、そして正式な停戦合意、この二つがあります。その段階で機雷の除去が武力の行使として認定されるかどうか、この境目は、先ほど言いました遺棄機雷として認定されるかどうか、ここにかかってくると思つておられます。しかし、現実問題、どの時点でこれを遺棄された機雷だと判断するのか、これは大変難しいというものが現実でありますので、武力の行使として認定されたとしても国際法上違反にならない、こういったことのために、各国もこうした安保理決議をしっかりと援用して、国際法上説明できる、こういった体制を備えたいというのが過去の例でありました。

我が国も、そういう過去の例をしっかりと振り返りながら、我が国として、現実、何をしなければならぬのか、国民の命や暮らしを守るために何をしなければいけないのか、こうした体制をつくる際に、しっかりと法整備をつくつていかなければならぬと考えています。

○穀田委員 遺棄と判断するのは難しい、他の国は武力行使としてやっているとということですから、簡単に言うと、やはり本質的に、敷設国によるいわば停戦終結の意思表明以外に、第三者である日本が事実上戦闘行為が終結したというのが判断できる確かなものというのはいないということなんです。本質的に、そこははっきりしていると思つておられます。

中谷さん、ついでに聞いておきますけれども、一九九一年四月二十三日の参議院外務委員会、防衛庁の島山防衛局長は、機雷を敷設した国は相手国をいわずにつけようとして機雷を敷設しているわけ、その機雷を除去する行為はそれに対する敵対行為とみなされるということに相なるかと答弁しています。

この答弁は依然として生きていて、否定されませぬ。簡単に。

○中谷国務大臣 武力行使の一環だと認識しております。

○穀田委員 先ほどお示した二〇二二年の国際掃海訓練に関する外務省の資料、これですけれども、総理大臣、ちょっと聞いてほしいんですけども、ここには、「対イラン関係の留意点」という記述がありまして、「イランにとつての敵国である米主権によるペルシャ湾での掃海訓練への参加は、イラン側からの強い反応を惹起し得るものと警戒されています。」

このように、機雷掃海の訓練への参加で、イランからの強い反応を惹起しかねないということが懸念されているわけですから、ましてや戦時下の機雷掃海となれば、イラン側からの無用な反発を招きかねないと思つておられますが、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 これはまさに、先ほど来申し上げておりますように、いわばイランが機雷を敷設した段階において、地域には米軍の施設等々もございます、例えばここで交戦状態になつていようなときには、これは当然掃海も行えませぬし、このときに掃海すれば、これは当然、いわば純粹なる敵対行為として武力攻撃を受ける可能性というのは排除できないであろう、このように思っています。

私たちが行うのは、事実上の停戦合意がなされているわけでありませぬから、事実上もう交戦は行われていない。しかし、これは国際法的には停戦が行われていないものでありますから、国際法上はこれを除去することはいわば武力行使に当たるけれども、イランとしては、これはいわば、例えばイランという国を挙げておられますが、例えばイランが停戦に向かつて進んでいくという中において、日本の船を、敷設をしてしまった機雷を除去している日本の船に対する攻撃は、これはおおむねなからうという状況を確認する中において、我々はホルムズ海峡、イランの、掃海を行うというわけでありませぬ。

戦後70年談話

○対比 4つのキーワードと主語・述語

①侵略と植民地支配

(安倍談話)

- ・ 事変、侵略、戦争。いかなる武力の威嚇や行使も、国際紛争を解決する手段としては、もう二度と用いてはならない。植民地支配から永遠に訣別し、すべての民族の自決の権利が尊重される世界にしなければならない。
- ・ Incident, aggression, war -- we shall never again resort to any form of the threat or use of force as a means of settling international disputes. We shall abandon colonial rule forever and respect the right of self-determination of all peoples throughout the world.

(村山談話)

- ・ わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。
- ・ During a certain period in the not too distant past, Japan, following a mistaken national policy, advanced along the road to war, only to ensnare the Japanese people in a fateful crisis, and, through its colonial rule and aggression, caused tremendous damage and suffering to the people of many countries, particularly to those of Asian nations.

②おわびと反省

(安倍談話)

- ・ 我が国は、先の大戦における行いについて、繰り返し、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明してきました。
- ・ Japan has repeatedly expressed the feelings of deep remorse and heartfelt apology for its actions during the war.

(村山談話)

- ・ 私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。
- ・ In the hope that no such mistake be made in the future, I regard, in a spirit of humility, these irrefutable facts of history, and express here once again my feelings of deep remorse and state my heartfelt apology.

これは Google に保存されている <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/02.html> のキャッシュです。このページは 2015年 8月12日 20:11:58 GMT に取得されたものです。

そのため、このページの最新版でない場合があります。詳細

フルバージョン テキストのみのバージョン ソースを表示

ヒント: このページで検索キーワードをすばやく見つけるには、Ctrl+F または ⌘-F (Mac) を押して検索バーを使用します。

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ English リンクページ よくある質問案 サイトマップ

あ あ あ

フリーワード検索

検索

詳細検索 検索方法

外務省案内 | 渡航関連情報 | 各国・地域情勢 | 外交政策 ODA | 会談・訪問 報道・広報 | キッズ外務省 | 史料・公開情報 各種手続き・ご意見
[トップページ](#) > [各国・地域情勢](#) > [アジア](#)

アジア

[アジア](#) | [北米](#) | [中南米](#) | [欧州 \(NIS諸国を含む\)](#) | [大洋州](#) | [中東](#) | [アフリカ](#)



歴史問題Q&A

問2. 日本は戦争で被害を受けたアジア諸国に対して公式に謝罪していないではありませんか。

- 我が国は、かつての植民地支配と侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことに対する痛切な反省と心からのお詫びを常に心に刻んでいます。そして我が国は、このような反省とお詫びの気持ち、さらには不幸な歴史を二度と繰り返さないとの決意を、1995年及び2005年の内閣総理大臣談話等をはじめ、韓国や中国をはじめとする国々との間でも、これまでも様々な機会に明確に表明しています。
 (参考: 1995年及び2005年の内閣総理大臣談話)
- そのような認識に基づき、我が国は、韓国や中国をはじめとするアジア諸国との間で、未来志向の関係、戦略的互恵関係を構築していくことを確認しています。
 韓国との間では、2008年4月の李明博(イ・ミョンバク)大統領訪日の際に、発表した日韓共同プレス発表において、日韓両国が歴史を直視し、未来に対するビジョンを持ち、国際社会にともに寄与していくことにより、両国関係を一層成熟したパートナーシップ関係に拡大し、「日韓新時代」を切り拓いていくとの決意を確認しています。
 (参考: 日韓共同プレス発表)
- また、中国との間でも2008年5月の胡錦濤国家主席訪日の際に、発表した「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明において、日中両国は、歴史を直視し、未来に向かい、「戦略的互恵関係」を包括的に推進するために引き続き努力し、アジア太平洋及び世界の良き未来を共に創り上げていくことを確認しています。
 (参考: 「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明)

平成 27 年 8 月 27 日 外交防衛委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久

首相官邸HP・有識者懇報告書より藤田幸久事務所作成資料

これは Google に保存されている <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/qa/01.html> のキャッシュです。このページは 2015年 8月12日 19:03:28 GMT に取得されたものです。

そのため、このページの最新版でない場合があります。詳細

フルバージョン テキストのみのバージョン ソースを表示

ヒント: このページで検索キーワードをすばやく見つけるには、Ctrl+F または ⌘-F (Mac) を押して検索バーを使用します。

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ English リンクページ よくある質問集 サイトマップ

あ あ あ

フリーワード検索

検索

詳細検索 検索方法

外務省案内 | 渡航関連情報 | 各国・地域情勢 | 外交政策 | ODA | 会談・訪問 | 報道・広報 | キッズ外務省 | 史料・公開情報 | 各種手続き・ご意見
[トップページ](#) > [各国・地域情勢](#) > [アジア](#)

アジア

[アジア](#) | [北米](#) | [中南米](#) | [欧州 \(NTS諸国を含む\)](#) | [大洋州](#) | [中東](#) | [アフリカ](#)



歴史問題Q&A

問1. 先の大戦に対して、日本政府はどのような歴史認識を持っていますか。

- 我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。我が国はこの歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切なる反省と心からのお詫びの気持ちを常に心に刻みつつ、第二次世界大戦後一貫して、経済大国になっても軍事大国にはならず、いかなる問題も平和的に解決するとの立場を堅持しています。
- このように、我が国は、先の大戦に係る過去を直視し、深い反省にたつて、とりわけ中国や韓国をはじめとするアジア諸国との未来志向の協力関係を構築していく考えです。我が国は、今後とも世界の平和と繁栄に貢献していく考えです。

(参考1) 2005年8月15日の内閣総理大臣談話(小泉内閣)(抜粋)

「我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。こうした歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切なる反省と心からのお詫びの気持ちを表明するとともに、先の大戦における内外のすべての犠牲者に謹んで哀悼の意を表します。悲惨な戦争の教訓を風化させず、二度と戦火を交えることなく世界の平和と繁栄に貢献していく決意です。

我が国の戦後の歴史は、まさに戦争への反省を行動で示した平和の六十年であります。

アジア諸国との間でもかつてないほど経済、文化等幅広い分野での交流が深まっています。とりわけ一衣帯水の間にある中国や韓国をはじめとするアジア諸国とは、ともに手を携えてこの地域の平和を維持し、発展を目指すことが必要だと考えます。過去を直視して、歴史を正しく認識し、アジア諸国との相互理解と信頼に基づいた未来志向の協力関係を構築していきたいと考えています。」

平成 27 年 8 月 27 日 外交防衛委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久

首相官邸HP・有識者懇報告書より藤田幸久事務所作成資料

全国戦没者追悼式における天皇陛下のお言葉

—平成 27 年 8 月 15 日—

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に当たり、全国戦没者追悼式に臨み、さきの大戦において、かけがえのない命を失った数多くの人々とその遺族を思い、深い悲しみを新たにいたします。

終戦以来既に 70 年、戦争による荒廃からの復興、発展に向け払われた国民のたゆみない努力と、平和の存続を切望する国民の意識に支えられ、我が国は今日の平和と繁栄を築いてきました。戦後という、この長い期間における国民の尊い歩みに思いを致すとき、感慨は誠に尽きることがありません。

ここに過去を顧み、さきの大戦に対する深い反省と共に、今後、戦争の惨禍が再び繰り返されぬことを切に願い、全国民と共に、戦陣に散り戦禍に倒れた人々に対し、心からなる追悼の意を表し、世界の平和と我が国の一層の発展を祈ります。

平成 27 年 8 月 27 日 外交防衛委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久
宮内庁 H P より 藤田幸久 事務所作成資料

Address by His Majesty the Emperor on the Occasion of the Memorial Ceremony for the War Dead (August 15, 2015)

<Japanese>

On this Day to Commemorate the War Dead and Pray for Peace, my thoughts are with the people who lost their precious lives in the last war and their bereaved families, as I attend this Memorial Ceremony with a deep and renewed sense of sorrow.

Seventy years have passed since the end of the war, and our country today enjoys peace and prosperity, thanks to the ceaseless efforts made by the people of Japan towards recovery from the devastation of the war and towards development, always backed by their earnest desire for the continuation of peace. When I look back on the arduous and sincere steps taken by the people in the course of this long postwar period, I cannot help but be overcome with deep emotion.

Reflecting on our past and bearing in mind the feelings of deep remorse over the last war, I earnestly hope that the ravages of war will never be repeated. Together with all of our people, I now pay my heartfelt tribute to all those who lost their lives in the war, both on the battlefields and elsewhere, and pray for world peace and for the continuing development of our country.

The Imperial Household Agency :
1-1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan 100-8111
TEL : 03-3213-1111

Copyright © The Imperial Household Agency. All Rights Reserved.

平成 27 年 8 月 27 日 外交防衛委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久

宮内庁HPより藤田幸久事務所作成資料

2015年8月26日

防衛省への質問項目

- ① 事故を起こしたヘリコプターが属する米陸軍第160特殊作戦航空連隊は、アジアでは韓国に駐留しているのか？
- ② MH60特殊作戦用ヘリは韓国から飛んできたのか？
- ③ 陸上自衛隊中央即応集団特殊作戦群所属の隊員は、どこでこのヘリに乗り込んだのか？
- ④ 米軍から自衛隊に送られた、今回の研修（海上演習）の案内状を提出して欲しい。
- ⑤ 今回の研修における他国軍の参加状況。また、どの国から、どの部隊が参加するのかを事前に把握していたのか？
- ⑥ MH-60は、防弾装備が施されているのか？
- ⑦ 平成21年より研修（海上演習）が行われているとのことだが、これまでどんな研修が、何回行われたか？
のべ何人参加したのか？ また、米軍以外とも行われたか？
- ⑧ 米軍（他国軍）との研修において、これまでに自衛官が負傷した事例
- ⑨ 8月12日から2週間以上たっても、米軍側から調査結果が出ないことに対して抗議したのか？誰が、どのような頻度で、どのような形で（文書なのか対面なのか）調査結果を求めてきたのか？

平成27年8月27日外交防衛委員会 民主党・新緑風会 藤田幸久

藤田幸久事務所作成資料